

各居宅系サービス事業所 管理者 様

江戸川区福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染予防・まん延防止のための居宅系サービス事業所業務に関する  
臨時的取扱いについて(通知)

標記の件について、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。  
また本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。  
なお、講じた代替措置や経緯等の記録は必ず残してください。

1 居宅介護支援・居宅サービス

No.	項目	取扱い
1	アセスメント (3/12 更新)	アセスメントの実施については、まん延防止の観点から、電話やFAX等による方法を活用し、アセスメントを実施した場合においても、運営基準上のアセスメントを実施した取扱いとします。ただし必要と認める場合においては、感染防止策を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することを含めた対応をすること。
2	サービス担当者会議 (3/12 更新)	(介護保険最新情報 Vol. 773 問9) サービス担当者会議については、まん延防止の観点から、電話やFAX・メール等による方法を活用するなど、柔軟に対応することが可能とします。 なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要とします。
3	モニタリング (3/12 更新)	モニタリングの実施については、まん延防止の観点から、電話やFAX等による方法を活用し、利用者の状況の把握をした場合においても、運営基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。ただし必要と認める場合においては、感染防止策を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することを含めた対応をすること。 他サービスの定期的なモニタリングについても同様に取扱いします。
4	居宅サービス計画 個別サービス計画 の説明と同意	居宅サービス計画等については、利用者へ当該計画を送付し、利用者等から署名等を頂き返送してもらうことでも、説明をし同意を得たものとして取扱います。
5	特定事業所加算 【居宅介護支援】	特定事業所加算の算定要件である、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等の実施について、延期または中止にした場合においても、算定要件を満たすものとして取扱います。

6	暫定プランについて	<p>要介護認定結果が出る前にサービスが必要な場合は、暫定プランを作成することは従来どおり。ただし認定結果が出るまでの期間が長期に及ぶことも考えられます。</p> <p>暫定プランの作成に当たっては、認定結果が非該当又は見込まれる要介護度等より低くなった場合、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に十分な説明を行うこと。</p> <p>なお認定調査は本人との面談で行うため、調査ができない場合、更に認定が遅れることも考えられます。</p>
7	一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合 (3/12 更新)	<p>(介護保険最新情報 Vol. 770、773)</p> <p>一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合においても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。</p>
8	主任介護支援専門員研修について 【居宅介護支援】	<p><b>【新規】</b> 主任介護支援専門員研修の受講が修了した時点で、主任介護支援専門員の資格を得ることができる。(都見解)</p> <p><b>【更新】</b> 研修を受講できなかったことにより資格更新時期を過ぎる方については、国通知に基づき、資格を喪失しない取扱いとする予定。(都見解)</p> <p>なお、資格を喪失しない期間等、有効期間満了日の取扱いの詳細については、後日、別途通知がある予定。(都見解)</p>
9	通所系サービスの利用者に対して居宅でのサービスを提供する場合の取扱い 【一般通所・地域密着型通所・通所リハ・総合事業】 (3/12 追加)	<p>(介護保険最新情報 Vol. 770、Vol. 773 問3)</p> <p>都道府県からの休業要請だけでなく、自主的に通所介護事業所が休業した場合も、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス区分に対応した報酬区分(通所系サービスの算定区分)を算定する。ただしサービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満)の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分(通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満)で算定する。</p> <p>(介護保険最新情報 Vol. 779 問1、2)</p> <p>1. 同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービス提供を適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能である。</p> <p>2. 上記1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくても差し支えない。</p> <p>(江戸川区 総合事業Q&amp;A掲載)</p> <p>総合事業においても利用者の希望に応じて居宅でのサービス提供をした場合、算定は可能です。報酬区分は総合事業の1回あたりの単価を請求することになります。</p>

## 2 地域密着型サービス

No.	項目	取扱い
1	運営推進会議、介護・医療連携 推進会議  (3/12 更新)	(介護保険最新情報 Vol.773 問8) 感染症拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、 中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支え ない。

問い合わせ先

江戸川区福祉部介護保険課指導係

電話 03-5662-0892